

処 分 基 準

令和5年7月13日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第25条
処 分 の 概 要：風俗営業者に対する指示
原権者（委任先）：岐阜県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準：別紙1のとおり
問 合 せ 先：岐阜県警察本部生活安全部 生活安全総務課風俗行政係（058－271－2424）
備 考：

